

「一八世紀」及び「一九世紀」における国際法観念（一）

——「勢力均衡」を題材として——*

明 石 欽 司

序論…問題の所在

第一章 若干の予備的考察

第一節 「勢力均衡」及びその関連用語の定義

第二節 勢力均衡を巡る国際法学の現状

(1) 現代の国際法概説書における勢力均衡

(2) 国際法史概説書における勢力均衡

(3) 個別専門研究における勢力均衡

第三節 前史・「一八世紀」以前の勢力均衡を巡る理論状況

(1) 勢力均衡の起源と同時代の理論状況

(2) 「一八世紀」以前の「勢力均衡」を巡る諸理論
(以上、本号)

第二章 「一八世紀」以前の「国際法」関連文献における勢力

均衡

第一節 「一七世紀」以前の「国際法」関連文献における勢力均衡

第二節 「一八世紀」の「国際法」文献における勢力均衡

第三章 「一九世紀」の国際法文献における勢力均衡

第一節 「勢力均衡」の政治的・法的価値を否定する国際法

文献

(以上、八十七卷七号)

第二節 「勢力均衡」を政治的原則として肯定する国際法文

献

第三節 「勢力均衡」の国際法規範性を肯定する国際法文献

第四節 「勢力均衡」を国際法の基盤とみなす国際法文献

結論

(以上、八十七卷八号)

序論・問題の所在

本稿は、一八世紀及び一九世紀の国際法文献（主として概説書⁽¹⁾）において「勢力均衡」がどのように扱われていたかを検証することを通じて、その当時の「国際法」観念の特色の一端を示すことを目的としている。そして、このような目的を設定することの背景には次のような問題意識が存在している。

国際法学の観点から見ると、「勢力均衡」は「奇妙な」観念と感ぜられる。政治学的観点からは当然のように政治的観念として扱われている勢力均衡⁽²⁾は、(本稿第一章第二節において確認されるように)現在の国際法学においても政策（政治）の問題であって、法規範の問題とはされていない。「勢力均衡維持義務」やそれに対応する権利は存在せず、また勢力均衡を或る種の権原として何らかの権利（例えば、「干渉権」）が発生することもない。したがって、国際法学の体系を示すことを目的とする国際法概説書において勢力均衡を論ずる必要は始まらないように思われる。特に、法実証主義的国際法学の立場からすればその必要性は全く存在しないことになるであろう⁽³⁾。ところが、たとえ「歴史的遺物」として扱われる場合が多いにしろ、現在の多数の国際法概説書において勢力均衡は論述の対象とされている。本来政治的観念とされている事柄が、何故に国際法概説書の内容として取入れられるのであろうか。また、現代国際法学におけるこのような「勢力均衡」に関する記述は一体何に由来するのであろうか。これらの疑問に対する一定の解答を得るために、一八・一九世紀の国際法関連文献において勢力均衡がどのように論じられていたのかを検証することが必要であると考えられる。この検証はまた、一八・一九世紀の「国際法」研究者が抱懐した「国際法」観念の特質の一端を示すことにも通ずることが期待されるのである。

尚、本稿の論述に関して留意されるべき二点について説明を加えておきたい。

一つは、本稿における時代区分についてである。本稿における章・節の表題において「一八世紀」・「一九世

「紀」と鉤括弧付で記述されていることの理由は、そこに通常の時間的観念とは異なる期間が意味されていることにある。即ち、「一八世紀」とは一七一三年から一八一四年までを、「一九世紀」とは一八一五年から一九一八年までを、各々意味している。（したがって、「一七世紀以前」とは一七二二年以前を指すことになる。）その理由は、勢力均衡観念が重要な影響を受けたと判断される条約であるユトレヒト条約（それに含まれる諸条約の中で主要なものは一七一三年に締結されている）・ヴィーン会議最終議定書（一八一五年）・ヴェルサイユ条約（一九一九年）を基準としたことにある。本文中においては、鉤括弧が付されることなく記述されている場合であっても、特に言及がなされない限り、各世紀はこのような意味において使用されている。

他は、本稿の論述対象についてである。本稿は、飽く迄も「一九世紀」以前の国際法学における勢力均衡の扱い方を巡る事実の記述を中心としており、何れの扱い方（そして、そこに存在する論理）が妥当性を有するものであるのかについての吟味を行うものではないのである。

以下、第一章においては「予備的考察」として、「勢力均衡」観念とそれを巡る幾つかの観念、現在の国際法文献における勢力均衡の位置付け、更に、「一八世紀」以前の勢力均衡を巡る理論状況が確認され、第二章及び第三章において、「一八世紀」及び「一九世紀」の国際法関連文献における勢力均衡を巡る議論が紹介・検討される。

第一章 若干の予備的考察

第一節 「勢力均衡」及びその関連用語の定義

先ず、勢力均衡を扱った先行研究における「勢力均衡」の定義乃至は観念について、国際法学の隣接分野を含

めて確認することとしたい。

国際法研究にとつての重要な関連分野である国際政治学や国際関係学において、「勢力均衡」は次のように定義乃至は觀念されている。例えば、ハース (Ernst B. Haas) は、多様な「勢力均衡」の意味内容を、国際社会における政治的権力の分配状況の「単なる事実の記述」と外交政策決定の指針として機能する「理論的原則」の二つに分類する⁽⁴⁾。また、クロード (Mis L. Claude) は、「勢力均衡」が一見自明の言葉として各論者において使用されながら、実際にはそれぞれに異なる多様な意味を与えられてきたことを指摘しつつ、次のような分類を行っている。即ち、「状態としての勢力均衡」(現実に諸国家(又は国家群)間の力関係が均衡している状態の記述)・「政策としての勢力均衡」(均衡の創設又は維持を促進する政策)・「システムとしての勢力均衡」(多数の国家から構成される世界における国際関係の運用のための或る種の規範 (arrangement) や仕組み)・「象徴としての勢力均衡」(国際関係における「力」の問題についての現実的且つ賢明な関心の象徴であり、通常否定的な意味で使用されるもの)⁽⁵⁾である。更に、主権国家から構成される国際社会における勢力均衡政策を現実主義的観点から重要視したモーゲンソー (Hans J. Morgenthau) は、「勢力均衡」を「一定の事態に向けられた政策」・「現実の事態」・「勢力の概ね平等な配分」・「勢力の何らかの配分」を意味するものとして使用している⁽⁶⁾。以上の他にも、「勢力均衡」觀念の分類基準は存在する⁽⁷⁾。また、地理的基準を考慮すれば、「勢力均衡」は欧州地域に関して論じられるのが通常であるが、その他の地域について論じられることもある⁽⁸⁾。極論するならば、「それ」即ち、「勢力均衡」という言葉は異なる人々によつて異なる意味で使用される、或いは、同一の人々により異なる機会に異なる意味で使用されるだけでなく、同一人物により同一の機会にも異なる意味で使用される⁽⁹⁾とまで言い得るのである⁽¹⁰⁾。

このように、国際政治学や国際関係学の研究者は各々の立場に従つて、各様の「勢力均衡」の定義を提示している。しかし、何れにしろ、これらの著作においては(それらの専門分野の特性を勘案すれば、当然のことではある

うが）法的観点からの評価が殆ど考慮されておらず、法的観点をも含めて勢力均衡についての検討を試みる本稿においてそれらの定義や分類を援用することは適切ではないものと判断される。そこで本稿では「勢力均衡」及びそれに関連する諸観念を次のように定義する。

まず、「勢力均衡」は、「近代主権国家間又は国家集団間において（軍事力・経済力を中心とする）国力が均衡しており、そのため何れの一国又は一国家集団も他に対して支配的地位を確立し得ない状態」と定義される。（これは、前述のクロードによる分類中の「状態としての勢力均衡」に該当する。）そして、「勢力均衡」を樹立、維持又は回復することが、各国家の政策決定の際の指針として政策決定者に共通に意識される場合、それを「勢力均衡原則」とする。（これは前述のクロードによる分類中の「政策としての勢力均衡」に類似するが、本稿における定義では政策決定者の共通認識という側面が重視されている。）更に、このような政策決定を行うことに何らかの法的意義が付与される場合（法的義務を伴うものである、或いはそうすることが法的権利の行使として許されると諸国家（政策決定者）間で認識されている場合）には、そこに「勢力均衡規範」が存在するものとする⁽¹¹⁾。そして、「勢力均衡」を維持し、それが失われた場合に回復するような原則や規範が存在するような比較的安定した国家間関係を「勢力均衡体制」とする⁽¹²⁾。（但し、本稿における引用文献中で「原則」(「principle」や各言語の中でそれに対応する語)や「体制」(「system」や各言語の中でそれに対応する語)といった用語が登場する場合には、各論者により付与されているそれらの用語の意味に関わることなく、そのまま「原則」や「体制」と訳出することを基本方針とした。)

以上のような定義を行うこと背景には、次のような二つの事情が存在する。一つは、後に（第二・三章において）確認されるように、本稿で検討対象とされる著作においては、「勢力均衡」とのみ言及される場合であっても、政治的原則としての地位や法規範性を認めていると解さざるを得ないものが存在するという事情である。これは、政治学関連文献のみならず、国際法関連文献においても、「勢力均衡」観念の精確な意味内容が確定さ

れることのないままに議論が展開されていることを意味しており、それらの文献の記述内容を理解するために以上のような観念の整理が必要とされるのである。⁽¹³⁾ 他は、「勢力均衡の法規範性」が認められる場合に、そこから更に、「干渉権」の如き権利(規範)が生ずる場合があるという事情である。この「派生的権利」と「勢力均衡」自体の法規範性を区別するために、以上のような定義が有用であると考えられるのである。⁽¹⁴⁾

第二節 勢力均衡を巡る国際法学の現状

(1) 現代の国際法概説書における勢力均衡

現代の国際法概説書の中で「勢力均衡」が触れられる箇所は、「総論」における「国際法の歴史」に該当する部分と「安全保障」に関する章であることが通常である。「国際法の歴史」に関する部分では、ウェストフアリア条約(二六四八年)又はユトレヒト条約(二七二三/一五年)以降の欧州国家間関係における外交上の原則として勢力均衡は描かれる。また、「安全保障」に関する記述においては、伝統的な外交の原則として勢力均衡がとりわけ一九世紀に重要な機能を果たしたが、やがてその限界が露わとなり、第一次大戦を経て国際的安全保障システムの原理としての地位を「集団安全保障」に譲るといふ図式が描かれている。⁽¹⁶⁾ それらにおいては、もはや勢力均衡が重要な国際法上の論点として扱われることはない。⁽¹⁷⁾ また、何れの場合であっても勢力均衡の問題は政治的観念として扱われているのである。⁽¹⁸⁾

(2) 国際法史概説書における勢力均衡

「勢力均衡」が政治的原則として記述されるという現象は、現代の国際法概説書に限定されるものではなく、国際法史概説書においても同様の傾向が見出される。例えば、ヌスバウム(Arthur Nussbaum)の『国際法要史』

では、次のように論じられている。

「勢力均衡は、現状 (*status quo*) の維持を目的として、高度な外交上の原則を構成した。……「中略」……勢力均衡は、正戦観念(勢力均衡維持のための戦争は『正当』か?)を通じて国際法に、或いは根拠が曖昧な合法的干渉(斯かる目的のための干渉は合法か?)に関連し得るであろう。「ユトレヒト条約」当時の学者達は時には前者の問題に触れた。後の時代において法的な扱いを行うために説得力のない試みが行われたが、実際には、勢力均衡の観念は法的観念ではないのである。⁽¹⁹⁾」

ヌスバオムと同様に、ツィークラー (Karl-Heinz Ziegler) も『国際法史』において勢力均衡に簡単に触れるのみであり、一五〇〇年から一六四八年の間に欧州の勢力均衡思想が生じている旨を指摘した後に、「フランスの時代(一六四八—一八一五年)」に関する記述中の一節において、勢力均衡観念はこの時代の「欧州国際社会の政治的原則」であったとしている。⁽²⁰⁾ また、トゥルヨル・イ・セラ (Antonio Truyol y Serra) の『国際公法史』においては、ウエストファリア条約からウィーン会議までの時期の記述の中で、「勢力均衡原則」が諸国家により構成される社会の「秩序の原則」(*un principe d'ordre*)であったとされ、更に、その歴史的経緯や勢力均衡原則の実施が王朝間の連帯 (*les solidarités dynastiques*) により容易にされたこと等が触れられているが、この「秩序の原則」という観念は法的というよりも政治的な観念であると推測される。⁽²¹⁾

以上の諸著作に比較して「勢力均衡」に関する記述が多数見出されるものが、グレーヴェ (Wilhelm G. Grewe) が著した国際法史概説書である。同書においては、「序論」に該当する部分で、「国家系 (*Staatensystem*) の規制原則としての政治的勢力均衡」という一節が設けられ、⁽²²⁾ また「フランスの時代」において「欧州勢力均衡体制の拡張」が論じられている。⁽²³⁾ しかしながら、この著作においても勢力均衡を政治的原則として理解した上での議論

が展開されているのである。更に、ゴリエ (Dominique Gauvier) の『国際法史』では、『列強間の勢力均衡』原則の先駆者」に関する記述も含めて、グレーヴェの著作におけるよりも詳細に「勢力均衡」に関して論じられている。それでも、同原則が「基本的に欧州政治の中心に留まった」という評価に表れているように、ゴリエも「勢力均衡」を政治的観念としているものと判断されるのである。⁽²⁵⁾

以上のように、国際法史概説書においても、各々の記述の内容及び紙幅には相異があるものの、勢力均衡は政治的原則 (乃至は原則にまで至らない政治的観念) として理解されているのである。⁽²⁶⁾ (尚、オランダの複数の歴史研究者により執筆された『国際法史概説』においては、「勢力均衡」(het evenwicht) についての実質的説明は見出され得ない。⁽²⁷⁾そして、このことはフォカレッリ (Carlo Focarelli) の『国際法史講義』にも妥当するのである。⁽²⁸⁾)

(3) 個別専門研究における勢力均衡

次に、「勢力均衡」を主題として扱った先行研究におけるその扱い方についても検証しておきたい。そのような先行研究に関して、先ず、確認されなければならないことは、少なくとも、国際政治学や国際関係学の分野では、近年においても依然として勢力均衡に対する学問的興味が維持されているという事実である。⁽²⁹⁾そして、それらの中で、国際法学に一定程度の関係を有する部分を含んでいるものも存在している。⁽³⁰⁾

それに対して、国際法学の観点から勢力均衡を論じた専門的著作は少数である。しかも、そのような著作であっても、その内容の大半を歴史的事実の記述が占め、むしろ外交史研究としての性格を強く帯びるものとなっている。⁽³¹⁾結果的に、国際法学と勢力均衡を密接に関連させた内容を有する文献は殆ど見出すことはできないのである。

このような状況にあって、国際法学説史上の問題としての勢力均衡が意識された先行研究として最重要と考え

られるものが一九七〇年代末に発表された二人のファークツ (Alfred Vagts 及び Detlev F. Vagts) による論文（以下「ファークツ論文」とする。）である。⁽³²⁾ 以下では、同論文の内容を簡単に紹介した上で、内容上の問題点を指摘することとした。

この論文は次のような時代区分を前提としている。即ち、「ウェストファリア条約以前」・「絶対主義下での勢力均衡の時代（一六四八―一七八九年）」・「フランス革命と反動（一七八九―一八三〇年）」・「大衆国家主義 (popular nationalism) の時代（一八四八―一九一四年）」⁽³³⁾・「勢力均衡の消滅（一九一四年以降）」である。

そして、英・独・仏・露・伊・米（ラ米を含む。）の国際法学者の学説の紹介の後に、幾つかの結論が導かれている。とりわけ、「大衆国家主義の時代」が重要な論点の一つとされており、結論部分では「特に、一九世紀において国家主義的影響 (nationalist influences) は極めて明白となる」とされ、「自己」の国家 (nation) の見通し (perspective) から自由であり得る国際法学者は殆どいない⁽³⁴⁾とされている点は興味深い。また、同論文で取上げられている一八・一九世紀の文献は広範であり、本稿で考察対象とされるものと重複するものが多い。

ファークツ論文は確かに示唆に富み、また学ぶべきところの多い論考ではある。しかしながら、次のような問題点も併せ持っている。

ファークツ論文の問題点として第一に考えなければならないことは、そこで採用されている「時代区分」(periodization) に関連する。或る観念についての通史的記述を試みる場合に、時代区分は常に大きな問題となる。事実の羅列のみによって「歴史」が語られると考える場合を除けば、時代区分は対象となる観念に対する評価を一定程度含むことになる。そして、その区分の仕方が余りに恣意的である場合には、それ自体が歴史記述としての問題性を孕むものになると考えられるのである。

通史的記述を試みる論考としてのファークツ論文に登場する先述の時代区分において一八三〇年から一八四八

年の間が欠落している点が、読者の目には奇異に映るであろう。しかし、問題はそこにのみ存在するのではない。ファークツ論文における引用文献(つまりは、同論文の中核部分)を詳細に検討すると、一八世紀末から一八四〇年代までの文献が存在していないことが判明する。実際に、同論文において「フランス革命と反動(一七八九—一八三〇年)」に関する記述は希薄である。そこでは、ゲンツ(F. von Gents)の一八〇六年公刊の著作(*Fragments aus der neuesten Geschichte des politischen Gleichgewichts in Europa*)³⁵、ガーゲルン(H. Gagerm)の一八四〇年公刊の著作(*Critik des Völkerrechts*)³⁶、ロットェック(K. Rotteck)の著作(*Allgemeine Geschichte vom Anfang der historischen Kenntniss bis auf unsere Zeiten*)³⁷の第一四版(一八四〇年公刊)³⁸、オッペンハイム(H. B. Oppenheim)の一八四五年公刊の著作(*System des Völkerrechts*)³⁹、カルテンボルン(C. B. Kaltenborn von Stachau)の一八四七年公刊の著作(*Kritik des Völkerrechts nach dem jetzigen Standpunkt der Wissenschaft*)⁴⁰及びクリューバー(J. L. Klüber)の著作(*Droit des gens moderne de l'Europe*)⁴¹の仏語第二版(一八七四年)が紹介されているが、厳密に言えば、これらの中で一七八九年から一八三〇年までの期間において実際に出版されているものはゲンツの著作のみである。⁽³⁵⁾ (ロットェックの著作については、第一四版以前に上梓された版(例えば第七版(J. Auf. Freiburg im Breisgau, 1830))はこの時代区分に該当しようが、この著作は政治学や国際法学の歴史研究書というよりも、一般史を扱うもののように思われる。)つまり、時代区分と考察対象とした文献の公刊年が必ずしも対応していないのである。そして、このような時代区分を巡る問題点は、同論文の最重要論点の根拠となる「大衆国家主義の時代(一八四八—一九一四年)」という時代設定の妥当性にも読者の疑いの眼差しを向けさせることになるのである。

次に問題となるのは、ファークツ論文において国籍(乃至は何らかの国家への帰属関係)を基準に諸学者を区分しているのは、「大衆国家主義の時代」の章だけである点である。このことから、先述した結論を導出するためには、この時代を設定することが絶対的に必要とされていることが理解される。しかし、本稿で以下に見られる

ように、このような基準に従って各学説を截然と類別しようとする、例外がかなり発生することとなり、この論文の重要な結論部分の一つは支持され難いものになると思われる。（勿論、同論文においては、自己の国家の見通しから自由であり得る国際法学者が「殆どいない」(p. 24)とされており、絶対的に例外を認めないというわけでないようではあるが、それにしても例外が多いと感じられる。）また、各論者が自己の生活環境（とりわけ、教育環境）から大きな影響を受け、それが各論考に反映されるということは、極めて自然なことである。⁽³⁶⁾しかし、自らが帰属する国家が如何なる政策をとっているか、或いは、それに従うべきであるかという問題と学術的作業においてそれを考慮するかしないか、更にはそれをどのように表現するかという問題は別個のものとして考えねばならないことであろう。（一般的に言うならば、この問題は各人の思想的態度の問題に影響されるのである。）

一九世紀においては大学教育が依然として社会上層階級のものであることが一般的であり、また特に、法学教育は国家統治と密接に関連して行われてきたということを背景として、一般に法学者が保守的であり、国家（或いは為政者）に従順であることが求められたと考えられる。そして、それが概説書を著す機会が与えられたほどの学者であるならば、ますますそのようになりがちであることも理解されよう。そうであるとすれば、フアークツ論文の指摘は当然の事柄を示したに過ぎないとも言えるのである。⁽³⁷⁾（そこで、本稿では、このような基準から離れて、当該文献が勢力均衡をどのような性質を有するものと評価したかが基準とされている。）

第三節 前史：「一八世紀」以前の勢力均衡を巡る理論状況

（一） 勢力均衡の起源と同時代の理論状況

「勢力均衡」の観念は何時登場し、どのように存在してきたのであろうか。勢力均衡に関する歴史の叙述においては、しばしば古代からの事例が引用される。⁽³⁸⁾（近代国際法観念と勢力均衡観念の関係の解明を目的とする本稿に

においては、古代の政治体間にも存在したとされる勢力均衡観念は考察対象から除外される。⁽³⁹⁾ また、近代的な制度としての勢力均衡が問題とされる場合には、ルネサンス期におけるイタリア半島内の「国際関係」に勢力均衡の淵源が求められることも多い。⁽⁴⁰⁾ 更に、一六四八年のウエストファリア条約において勢力均衡の観念が見出されるとする見解も数多く提起されている。⁽⁴¹⁾ 以上に加えて、(ウエストファリア条約を全く無視するのではないが) 対仏(ルイ一四世) 闘争期(或いはその結果としての一七二三—一五年のユトレヒト条約)を重視する説も提示されている。⁽⁴²⁾

国際法史研究においても、近代国際法の初期の発展への寄与という点でルネサンス期イタリアを高く評価し、その中で「勢力均衡」理論がこの時期に発生したとする見解が提示されている。⁽⁴³⁾ これに対して、ウエストファリア条約から近代的な勢力均衡が始まるとする見解も根強い。⁽⁴⁴⁾ 更に、ユトレヒト諸条約において欧州の勢力均衡体制が始まるとする見解もある。⁽⁴⁵⁾ (これら二つの見解は特定の条約を基準としているが、条約作成時に特定の観念が当事者に突如共有されるようになるということは考え難い。実際には、勢力均衡の観念の為政者間での共有やそれを或る程度具現化した実行が存在したとする理解が最も事実に近いであろう。)

このように近代的な勢力均衡観念の発生時期について異なる見解が提示されてきたことの背景には、各々の見解が相異なる歴史的事実や論理に依拠しているという事情が存在する。

先ず、一五世紀後半のイタリア地方の状況については次のように理解されている。即ち、その当時、主要な五(都市) 国家(ミラノ・フィレンツェ・ヴェネチア・ローマ(教皇領)・ナポリ)間で、イタリア全体がそれらのうちの一つにより支配されることを妨げるような一定の自己完結的システムが存在していたとする解釈があり、これが勢力均衡状態であるとされるのである。⁽⁴⁶⁾ しかし、全欧州規模の体制としての勢力均衡を構想する者にとっては、これは支持し難い見解である。⁽⁴⁷⁾

ウエストファリア条約に全欧的な勢力均衡体制の起源を見る者は、次のような論理を支持する。即ち、ウエス

トファリア条約に含まれる同条約の「擁護義務」がこの講和条約の全ての関係者に課されていること（それは最終的に武力の共同行使により擁護することをも認めている。）と同条約により帝国等族に「同盟権」が認められたことにより、帝国等族を含む欧州諸国が同盟関係を構築することが可能となり、勢力均衡の維持が可能となったとするのである。（勿論、このような見解を支持する論理には、全欧州規模の体制であることと共に、条約によって基礎付けられている点を重視するという思考が内在している。⁽⁴⁸⁾）

これに対して、一七一三／一五年のユトレヒト諸条約には次のような規定が存在している。先ず、英仏間平和友好条約（一七一三年四月二日）の第六条では、「フランス王冠とスペイン王冠は分離され、結合されない状態に留まることが明瞭に定められた⁽⁴⁹⁾」とされている。また、英・西間平和友好条約（一七一三年七月一三日）の第二条で「公正な勢力均衡により (*justo Potentiae Aequilibrio*) キリスト教世界の平和と平穏を確保し、堅固なるものとするため、カトリック的なる「スペイン」国王と極めてキリスト教的なる「フランス」国王は、スペイン王国とフランス王国が同一の支配権の下に置かれ、結合されることのないよう、そして一人の人物が両王国の国王とならないよう、十分な配慮がなされることを希望した⁽⁵⁰⁾」とされている。これらのことから、ウェストファリア条約においてはせいぜい黙示的（解釈上可能）であった勢力均衡が、まさにユトレヒト条約において明確に勢力均衡状態が実現されると共にその維持が志向されていると解されるのである。⁽⁵¹⁾（但し、この解釈にも疑義は存在している。⁽⁵²⁾特に、ユトレヒト条約が一〇余の二国間条約の集積であり、その中の若干のものに「勢力均衡」への言及がなされていることをもって、全欧州規模での勢力均衡原則や勢力均衡規範の存在を証明することが可能であるのかという点が問題となろう。⁽⁵³⁾）

それでも、政策としての勢力均衡を論ずる著作の登場という観点から考察するならば、一五世紀後半のイタリヤでの出来事を経て、勢力均衡に関する記述を含む著作が公刊されるようになったと判断すべきであろう。それ

は、次のような著作である。

先ず、一五世紀後半のイタリアの勢力均衡に関しては、マキャヴェッリ (Niccolò di Bernardo dei Machiavelli) が、『君主論』(一五三二年)において、イタリア戦争中のルイ一二世の政策や作戦の中の六つの誤りの中に、弱小君侯を滅亡させたことと、イタリアの中の一國(ヴェネチア)の勢力を増大させたことを挙げ、また、支配の方法として住民間の不和を助長するという方法について、「イタリアが或る確実な方法において均衡していた」(Italia era in uno certo modo bilanciata) 時代には妥当したが、既に彼の時代にはそうではなくなっている旨を論じている。⁽⁵⁵⁾

また、マキャヴェッリのほぼ同時代人であるグッチャルディーニ (Francesco Guicciardini) の著作『イタリア史』(一五六二年)の冒頭部分において、ロレンツォ・デ・メディチ (Lorenzo de' Medici) が一四九二年四月の彼の突然の死に至るまで発揮した巧みな外交術によりイタリアの主要勢力間の均衡状態が維持されたとする見解が示されている。ロレンツォは「主要勢力 (maggiori potentate) の何れかが自己の勢力 (potenza) を拡張するならば、それがフィレンツェ共和国 (repubblica fiorentina) と彼自身にとって極めて危険であることを自覚して、一方よりも他方に傾くことがない均衡状態に (in modo bilanciata) イタリアの状況が維持されるように全ての努力を払った」のである。⁽⁵⁶⁾そして実際に、ロレンツォがフィレンツェ外交使節に宛てた書簡からは、彼が勢力均衡を志向する外交政策の推進を図っていたことを読み取ることが可能である。⁽⁵⁷⁾

以上のような著作や資(史)料を見る限り、近代的な勢力均衡体制の存在に関する自覚的認識やそのための政策の起源は一五世紀後半のイタリアでの事象に求めることが妥当であるものと判断される。そして、それ以降次に見られるような勢力均衡を巡る多様な議論が展開されることとなるのである。⁽⁵⁸⁾

(2) 「一八世紀」以前の「勢力均衡」を巡る諸理論

前述のグッチャルディーニの『イタリア史』が公刊されてからさほど時を経ることなく、フランスにおいてボダン (Jean Bodin) が『国家論六篇』(仏語初版一五七六年公刊)を上梓している。その中でボダンは、「君主と国家の安全は一方及び他方の勢力の等しい均衡 (un contrepois égal) の中に存在する」と述べている。⁽⁵⁹⁾つまり、ボダンは、マキャヴェッリやグッチャルディーニのようにイタリア半島に限定されることなく、政策一般の問題として勢力均衡が志向されるべきことを明示したのである。⁽⁶⁰⁾

また、ボダンの『国家論六篇』から二世紀以上の時を隔てた一八〇六年に公刊されたゲンツ (Friedrich von Gentz) の論考においても、「政治的勢力均衡と通常称されるものは、並存する複数の相互に結合された諸国家の体制 (Verfassung) であり、そのもとでは独立や本質的な諸権利を、何れか一方からの実効的な抵抗もなく、そしてそれゆえ自らにとつての危険を伴うことなく、害することを何れ「の国家」にも不可能とする」⁽⁶¹⁾ものとして、勢力均衡が政治的原則として高く評価されている。

以上のような見解に対して、一七五八年に公刊されたユスティ (Johann Heinrich Gottlob von Justi) の勢力均衡に関する専門研究書『欧州勢力均衡というキマイラ (Chimäre)』⁽⁶²⁾においては、全く異なる見解が展開されている。同書の主要な論点は、表題に付された長いサブタイトルに示されている。即ち、「欧州における勢力均衡というキマイラ、或いは、この政治システムの無効性と不法性が明白にされ、それに加えて、戦争の原因に関する、そして国家の勢力が増す本質的理由に関する、新しい際立った考察が示される論文」⁽⁶³⁾というものである。

同書は全五章から成り、その第一章では、古代からユスティの時代に至る勢力均衡とされた事例が示され、それらによって勢力均衡があたかも実在するかのごとく人々が思うようになったこと、第二章では、国家の力は多数の諸国を所有するには適切ではなく、自己の統治の完成に適していることが述べられている。第三章では、欧

州諸国家間において勢力均衡は不可能であり、また正義及び政治の規則と両立し得ないことが示され、第四章では、勢力均衡体制の擁護のために通常提示される論拠に対しての反論が展開されている。最終章である第五章では、世界の中で勢力均衡はこれまで決して生じなかったこと、そして、欧州の諸国家がその規則に従って行動することもなかったことが示されている。(その際に、ユステイは、勢力均衡維持の事例として頻繁に引かれるルイ一四世に対する同盟やカール五世に対する同盟等について、それらは何れも防衛のためのものであり、格別に勢力均衡を目的としたものではなかったとしている。)

これら各章の論述を総括して、ユステイは、「私〔即ち、ユステイ〕は、所謂欧州の勢力均衡を巡る若干の見解を挙げ、それらを拒絶し、また、増大しつつある危険な帝国の勢力に対する他の措置を提示した⁽⁶⁴⁾」としている。つまり、彼は勢力均衡について、その法規範性や政治的原則としての性格を一切否定するばかりでなく、その政策としての妥当性も承認しないのである。

ユステイと同様の傾向を有するのがモンテスキュー (Charles-Louis de Secondat, Baron de La Brede et de Montesquieu) の見解である。彼は『法の精神』(一七四八年)において、極めて簡単にではあるが、勢力均衡に触れている。それは「軍隊の増強について」と題された章における記述である。同章では、冒頭に「新しい病気が欧州に蔓延してきた」という言葉が置かれ、続いて、「それは我々の君主たちを捉え、彼らに途方もなく多数の軍隊を保持させた」とされ、更に、「この万人の万人に対する緊張状態 (cet estat d'effort de tous contre tous) を人は平和と呼ぶ」とされている。モンテスキューは、この「緊張状態」の箇所に註を付して、次のように記している。「この緊張状態が主として均衡 (equilibre) を維持することは事実である。なぜなら、それは諸列強を疲労させるからである。」⁽⁶⁵⁾つまり、モンテスキューは、勢力均衡の名のもとに欧州の諸君主が過度な軍隊を維持するために疲弊しているという状況を提示し、その政策的妥当性を「新しい病気」という評価により) 否定して

いるのである。

更に、フェヌロン (François de Salignac de la Mothe-Fénelon) が一七世紀から一八世紀の転換点において示した見解は、勢力均衡に対する別の評価をもたらす。彼は、戦争や継承によって一人の国王が強大となることに反対し、次のように論じた。

「何れの継承又は贈与に関する個別の権利も、かくも多くの諸国家の安全についての自然法 (la loi naturelle) を優先させなければならない。要するに、均衡 (équilibre) を破壊し普遍的専制 (la monarchie universelle) のための決定的な衝撃を与える如何なる事柄も、たとえそれが個別の国家の成文法に根拠付けられるものであっても、正当ではあり得ない。その理由は、一つの人民 (un peuple) のもとでの成文法は、世界の他の全ての人民の心に刻み込まれた共通の安全と自由に関する自然法に優位し得ないことにある。」⁽⁶⁶⁾

このようにフェヌロンは、勢力均衡を諸国民の「共通の安全と自由に関する自然法」と結び付けて、王朝間の継承法に優位させている。そして、ここでは勢力均衡を破壊する行為は自然法に反するものとされていることから、勢力均衡の維持は自然法上の義務であるとも解され得ることになるのである。

フランスの外交官であったペケ (Antoine Pecquet) が一七五七年の著作において示した勢力均衡に関する見解は、やや複雑なものとなっている。彼は先ず、「この普遍的平和を維持するために、或いはそれが害されることを妨げない場合には、それをより強固なものとして再構築するために、私が力を注ぐときには何時も、勢力均衡に必要とされる全てのことを行っている」として、勢力均衡の重要性を示唆している。⁽⁶⁷⁾ そして、婚姻による勢力拡大が欧州の勢力均衡を害する可能性があるために、「放棄という便法」(l'expédient des renonciations) を政

治家たちが創出したとし、それに続いて次のようにベケは論ずる。

「人はそれら〔即ち、放棄〕を正当 (legitimes) であると信じなければならぬ。少なくともそれらは便利である。なぜならば、所謂欧州の勢力均衡の維持を助け得るからであり、また、その「欧州の勢力均衡の」基礎を覆し得る勢力の増強を妨げる恐らく唯一の方法であるからである。」⁽⁶⁸⁾

このように、ベケは政策としての勢力均衡の必要性を承認し、また、彼自身が外交官として勢力均衡の維持に努力してきた旨を述べている。ところが、彼の議論はここから一転する。

「しかし、勢力均衡の利益は何らの例外も承認し (autoriser) 得ないのであるうか。全ての諸国民 (Nations) は、いわば彼らの法 (Loi) であり、彼らの規範 (Code) であり、彼らの善であり、そして彼らの作品である国際法 (Le droit des gens) の或る部分を放棄する十分な能力を全体として有するのであり、それら諸国民の一般の同意による偉大な尊敬を人は享受してはならないのであるうか。〔諸国民の〕各々は自身にとって、全般的平穩 (la tranquillité générale) を確保することに役立ち得る事柄を維持することに平等な利益を有する。そして法律家ではなく単に政治家であることの方がより有益であるという願望についての全ての見解が一致する場合があるということは真実ではないのであるうか。前者〔即ち、法律家〕は困難のみを発見し、棘〔即ち、悩みの種 (épines)〕のみを撒き散らす。後者〔即ち、政治家〕は、社会全体が満足を感じるや否や、害悪の如何なる脅威からも防護された、諸国民の全てにとつての尊敬すべき規範となるべき便法を創出する。全ての諸国民の間での同意を確保し得ることに満足することは、神意 (le vœu de la Providence) を確かに充足することであり、それ〔即ち、神意〕は相互破壊の目的のためにそれら〔の諸国民〕を形成したのではない。」⁽⁶⁹⁾

この見解からは、次の二点が確認され得る。一つは、ペケが勢力均衡政策を必ずしも最良の政策であるとは考えておらず、「諸国民の一般的同意による偉大な尊敬」を享受するような国家の出現を許容していることである。他は、勢力均衡の維持が当時の国際法規範であるとの認識をペケが有していると解されることである。（勿論、彼は、「国際法の或る部分を放棄する十分な能力」を諸国民が有するとしており、第一点との関連において、勢力均衡維持が規範であるという認識の変更の必要性を示唆しているのではあるが。）

次に、「一八世紀」に属するヒューム (David Hume) は、『政治的言説』（初版一七五二年）の中に「勢力均衡について」と題する一章（第六の言説）を設け、次のような見解を示している。⁽⁷⁰⁾ 即ち、彼は、トゥキディデス (Thucydides) などを根拠としつつ、古代世界における勢力均衡の実例を挙げ、またアテナイにおける陶片追放 (Ostracism) やシラクサにおけるペタリズム (Petalism) が或る社会で一人の名声や力が他の全ての者を圧倒するならばその者を追放するという制度であることを示した後、「同一の原則が対外政策にも自然に (naturally) 妥当したのであり、その権威の行使がどれほど控え目なものであっても主導的国家 (leading state) に対する敵が間もなく発生したのである」とするのである。⁽⁷¹⁾

この章におけるヒュームの意図は、「我々の対仏戦争は正義と共に、そして恐らくは必要にさえ基づき、開始されたが、強情と熱情に基づき常に押し進められ過ぎたのである」という記述に典型的に示されているように、英国が対仏政策に熱心になり過ぎていくことへの批判であったとも解され得る。しかしながら、そのような意図を別として、ヒュームは古代の事例から説き起こして、「主導的国家」の出現の害悪を説きつつ、勢力均衡が自然な原理であることを強調したことは確認されねばならないのである。⁽⁷⁴⁾

ヒュームと同様にルソー (Jean-Jacques Rousseau) は、欧州における勢力均衡を自然な存在として理解してい

る。即ち、ルソーは、一方で、政治体（国家）が「人為的団体であつて、何らの確定的限界も持た」ず、「その適切な大きさは不確定」であつて、「国家は常に増大し得る」⁽⁷⁵⁾として、勢力均衡を否定するような国家観を提示するが、他方で、欧州においては古代ローマの歴史の共有やキリスト教という宗教的紐帯、更には、自然的・地理的条件によって、諸国が「同一の宗教・同一の国際法（un même droit des gens）・慣習・文字・通商、そしてそれら全ての必然的結果である或る種の均衡（une sorte d'équilibre）」⁽⁷⁶⁾（これは、殆ど誰もその維持に注意を向けないとしても、多くの人々が考える程簡単に破壊されるものではない。）によりそれら諸国を結合する一種のシステムを構成している⁽⁷⁶⁾として、その上で、ルソーは、この「欧州のシステムは、永続的騷擾の中にあつても全く破壊されることなく、自己を維持し得る程に結合した段階にある」⁽⁷⁷⁾とする。つまり、欧州地域の諸国は、他の地域と異なる特殊な関係を相互間で有しているものと認識されているのである。そして、ルソーは、欧州諸国間の「勢力均衡」について、それを何者がが作爲的に創出したものではなく、「人はそれ「即ち、勢力均衡」が存在していることを見出す」⁽⁷⁸⁾とするのである。（更に、その存在が意識されると否とに拘らず、「この均衡は存続し、自己の保存を計る必要はなく、人がそれに介入する必要もない」⁽⁷⁹⁾とも述べられている⁽⁸⁰⁾）

以上で瞥見された諸著作は、概ね政治理論として読まれるべきものであり、また各論者の政治的立場が反映されたものであると解され得るものである。（例えば、ゲンツが勢力均衡を政治的原則として高く評価し政策として推奨したこと背景には、フランスの欧州支配が現実のものとなりつつある一八〇六年の時点で、プロシヤと強い結び付きを有したゲンツが、対仏同盟の構築を必要としたという事情があつたと考えられる。また、ヒュームの意図については本論で触れられた通りである。このように、各論者には各々の政治的意図が存在したものと推測することは可能である。）それでも、「一八世紀」以前の政治理論において、勢力均衡には基本的に次の四つの評価が与えられていることが確認されるべきである。即ち、第一に、勢力均衡が推奨されるべき政策とされる評価、第二に、勢力均衡が否定

乃至変更されるべき政策とされる評価、第三に、勢力均衡の維持が何らかの法規範性を有しているとされる評価、第四に、勢力均衡が人為を離れた自然な状態（これは勿論、所謂「自然状態」ではない。）であるとされる評価である。⁽⁸²⁾

* 本稿中の引用文献名や引用文には、現在の正字法とは異なる綴りが存在するが、それらは全て原文のままである。引用文の邦訳及び邦訳中の「」内は、特に言及がない限り、全て筆者（明石）によるものである。

引用文献中では、*jus gentium*・“the law of nations”・“international law”（及びこれらを各言語に置き換えた用語）等が使用されており、各々はその内実に従って「万民法」・「諸国民の法」・「国際法」等に訳し分けられ得る。しかし、論旨の理解を容易にすることを優先させたため、本稿ではそれらの用語は「国際法」として統一して訳出され、適宜原語が付されている。

(1) 本稿において概説書を主たる考察対象とすることの理由は次の点にある。一方で、或る学問分野（特に社会科学）における専門研究書は当該分野における知的問題関心のあり方とその成熟度を反映しているであろう。他方で、当該分野における概説書はより幅広い読者層を想定し、それが公刊された時代の中でどのような知識が共有されていたかを示し得ると考えられる。勿論、国際法学の場合に、当該概説書の実際の読者数がどれほどのものであったかは疑問ではある。しかし、少なくとも一八・一九世紀の国際法研究者や外交実務家の多くが、本稿で検討の対象とした概説書を参照していたことは想像に難くない。その点において、それらの者が抱懐・共有していた「国際法」を描き出すことが、当時の国際法概説書の考察を通じて、可能となるものと予測されるのである。

更に、概説書においては、その各々が有するものと思われる国際法「体系」の中の何処に勢力均衡観念が位置付けられているのかについても理解可能であり、そこに何らかの特色を見出すことも可能であると考えられるのである。

(2) 勢力均衡についての政治学的理解の一つの典型例を示すものとして、次のような評言が挙げられ得る。「勢力均衡という政治原理は、あくまで、政治原理であつて法ではない。それは、主権国家における政治的な意志が自らの利

益にしたがって準拠することを選択するものであって、主権国家が自らの利益はそれに準拠することによって損なわれると判断した場合は、その原理は選択されず、むしろ、その原理に従うことを他国が強制することはできないものであることは自明である。」高橋和則「エドモンド・バークと主権国家——ウエストファリア体制擁護の論理——」池庄司敬信(編)『体制擁護と変革の思想』(中央大学出版部、二〇〇一年)七一頁。

(3) 例えば、或る条約の条文の解釈・適用、そして国家実行や判例の分析を通じての実定法の提示及びその解釈・適用という方法(その意味における国際法学における(法)実証主義的方法)の貫徹を特徴とすると思われるブラウンリー(Ian Brownlie)の概説書においては、勢力均衡の問題は一切触れられていない。(See, I. Brownlie, *Principles of Public International Law*, 7th ed. (Oxford/New York, 2008).) これは彼の方法論の当然の帰結であると評価されるのである。同様の事柄はローレンス(Pieter Hendrik Kooijmans)の概説書(P. H. Kooijmans, *Internationaal publiekrecht in vogelvlucht*, 9^e druk (Deventer, 2002))にも委ねられる。

(4) E. B. Haas, "The Balance of Power: Prescription, Concept, or Propaganda", *World Politics*, vol.5 (1953), p.446.

(5) I. L. Claude, *Power and International Relations* (New York, 1962), pp.12-39. また、クロードは「国際関係論における勢力均衡に関する現代の理論家の中で次註で挙げられるモーゲンソーを「恐らく最も重要な人物」(Ibid., p.25)とあるとする。

(6) H. J. Morgenthau, *Politics among Nations: The Struggle for Power and Peace*, 6th ed. (K. W. Thompson (ed.) (New York, 1985), p.187, n.1.

(7) ナーディン(Terry Nardin)は「勢力均衡」を状態の記述と共にメカニズム(乃至は過程)として整理していきなように思われる。T. Nardin, *Law, Morality and the Relations of States* (Princeton, 1983), pp.29-31. また、リトウル(Richard Little)は「勢力均衡観念の分析において、社会科学への実証主義的アプローチとポスト実証主義的アプローチ(a postpositivist approach)が存在することを指摘している。彼によれば、「実証主義者は、原則として、社会学者が社会的現実を観察する方法と自然科学者が自然界を観察する方法の間に何らの相異も存在しないことを前提とする」のに対して、「ポスト実証主義者は、この「両者間に相異がない」ことは原則的に真実であり得るとして、社会的現実と自然的現実とは基本的に異なっており、実際には社会学者と自然科学者はそれら二つの現実を観察

- する際に根本的に異なる方法を採用しているということを強調する」のである。実証主義者は「実質的な現実」(material reality) が存在するとの前提に立つのに対して、ポスト実証主義者は、或るものについての現実はそのものの社会における重要性を規定する観念との関係においてのみ理解され得るとする。その結果として、実証主義的アプローチを採用するならば勢力均衡を巡る論争が常に存在したということが結論となるのに対して、ポスト実証主義的アプローチを採用する場合には（近代初期以降の理論家及び実務家が国際関係について考察を行う際に決定的な役割を演じたという事実により）勢力均衡が国際関係研究における「中心的観念」(a central concept) となるのである。
- R. Little, *The Balance of Power in International Relations: Metaphors, Myths, and Models* (Cambridge, 2007), pp.50-52.
- (8) See, e.g. M. Beloff, *The Balance of Power* (London, 1968).
- (9) A. F. Pollard, "The Balance of Power", *Journal of the British Institute of International Affairs*, vol.2 (1923), p.58. この論考では、「勢力均衡」という言葉が歴史的にどれほど多様な意味を付与され、使用されてきたかが指摘されるだけではなく、英語辞書 (*Oxford English Dictionary*) において、「balance」・「of」・「power」の語に対して各々二〇・六三・一八の意味が付与されており、それらの組合せから数千の意味を導出可能であるとも述べられている。
- (10) ワイト (Martin Wight) は、勢力均衡の観念が「悪名高いまでに混乱に満ちている」とし、その原因を三つ指摘している。即ち、第一に、「均衡」(balance) という比喩の曖昧さと柔軟性、第二に、規範的なものと記述的なものの重複、第三に「裁判官のような公平性」(judicial detachment) を必要とする均衡の評価に際して、主観的要素が必然的に表明されてしまっている。M. Wight, "The Balance of Power"; H. Butterfield/M. Wight (eds), *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics* (London, 1966), pp.149-151.
- (11) 以上の、「勢力均衡」・「勢力均衡原則」・「勢力均衡規範」の定義は、拙稿「欧州近代国家系形成期の多数国間条約における『勢力均衡』概念」『法学研究』(慶應義塾大学) 第七一巻七号（一九九八年）五一頁に提示された定義と同一である。
- (12) 必ずしも本稿における概念規定と同一ではないが、国家間関係における「体制」(system) 及び「原則」(principle) 等の用語の意味内容の理解のために、次の文献が有用である。A. Osander, *The States System of Europe 1640-1990* (Oxford, 1994), pp.1-15.

(13) 「勢力均衡」だけでは法的意義を有しないことは再度確認されなければならない。「勢力均衡は維持されるべきである」ということが確定すれば、その状態が事実として存在する場合、それは法的に保護されるべき状態であることになるし、それが存在しない場合にはそれが確立（乃至回復）されるべきことが当該社会構成員に対して法的に命じられる、或いはそのための何らかの措置をとる権利が付与される。そして、このような理解が妥当する場合に、「勢力均衡規範」が存在することになるのである。

(14) この点において、「勢力均衡」は「主権」概念と類似する性格を有する。「主権」は政治的意味でも使用されるし、国際法上の観念としても使用される。しかし、法的文書において使用されるときには、「主権」は法的意味内容を有するとの前提でその性質を吟味されなければならないであろう。

但し、「主権」だけでは法規範とはなり得ない。「主権」は法的観念であり得ても、そのみでは或る社会の構成員に対して、一定の権利や義務を設定するという法規範の役割を果たし得ない。それが法規範性を帯びるのは、例えば「国家は主権を有する」とされる場合である。この一文は主権という権利（法観念）の享有主体が確定し、それに主権が帰属することが明示されることによって、そのような事実がない場合にはそれが実現乃至回復されるべきものとされ、それが事実合致する場合にはその状態が法的に保護されるということになる。また、「国家は主権を有する」ことが確定することによって、主権の属性乃至定義（例えば、「主権は最高・絶対の権利である」）に応じて「国家は平等である」という法規範が生ずることになるのである。

(15) 国際法概説書においては、伝統的な外交原則としての勢力均衡の始期についての記述は通常見出され得ない。

(16) See, e.g., N. Q. Dinh/P. Daillier/A. Pellet, *Droit international public*, 5^e éd. (Paris, 1994), pp.51-52 et 92-925; A. Verdross/B. Simma, *Universelles Völkerrecht: Theorie und Praxis*, 3. Aufl. (Berlin, 1984), S.140-141; 柳原正治／森川幸一／兼原敦子（編）『ブラクティス国際法講義（第二版）』（信山社、二〇一三年）九一一二及び三八二—三八三頁・山本草二『国際法（新版）』（有斐閣、一九九四年）二〇—二三及び七〇四—七〇五頁。（山本は、正当戦争論と関連付けながら「諸国間の勢力均衡政策が、恒常的な戦争に対する阻止要因となった」（同書、七〇五頁）とする。）

(17) 但し、杉原の概説書（第二版）においては、例外的に、一九世紀から二〇世紀初頭の国際法文献の検討が行われており、本稿における問題意識に通ずるような記述も登場する。杉原高嶺『国際法学講義（第二版）』（有斐閣、二〇

- 一三年）六一一—六一二頁。
- (18) このような概説書の通常の扱いの中であって、フェアドロスは、集権的組織が存在しない状況における共通の法意識の存在基盤としての勢力均衡の重要性を指摘している。A. Verdross, *Völkerrecht*, 5. Aufl. (Wien, 1964), S.110. 1)の見解は、本稿で後に見る（第二章第四節）オッペンハイム (Lassa F. L. Oppenheim) の見解に類似している。
- (19) A. Nussbaum, *Concise History of the Law of Nations*, revised ed. (New York, 1958), pp.137-138.
- (20) K.H. Ziegler, *Völkerrechtsgeschichte*, 2. Aufl. (München, 2007), S.118.
- (21) Ebenda, S.143.
- (22) A. Triyol y Serra, *Histoire du droit international public* (Paris, 1995), p.66.
- (23) W. G. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte* (Baden-Baden, 1984), S.38-40. グレーヴェは、「政治的勢力均衡の観念もまた、その起源を近代の殆どの政治的観念の誕生の地であるイタリアに有する」として、イタリアでの勢力均衡の歴史について論じ、大国の脅威に対する小国の術策として機能した点を強調している。
- (24) Ebenda, S.341-343.
- (25) D. Gaurier, *Histoire du droit international* (Rennes, 2005), pp.374-381 et 387-389. 本文中の引用は同書三八八頁から引用する。
- (26) 更に、次の文献も見よ。S. Verosta, "History of the Law of Nations", *Encyclopedia of Public International Law*, vol.7 (Amsterdam etc., 1984), pp.160-179. (1)のサエロスタの論考は、若干の形式的変更が加えられたのみで、次の文献に収められている。The *Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, vol.4 (Oxford, 2012), pp.823-843.)
- (27) 「欧州の勢力均衡」という言葉それ自体は、少なくとも次の箇所には登場していない。G. J. Tanja, "De periode 1450-1713", A. C. G. M. Eyffinger (red.), *Compendium volkenrechtsgeschiedenis*, 2^e druk (Deventer, 1991), p.108.
- (28) C. Focarelli, *Lezioni di storia del diritto internazionale* (Perugia, 2002).
- (29) 過去一〇年に限定して、次のような文献が挙げられ得る。T.V. Paul/J. J. Wirtz/M. Fortmann (eds.), *Balance of Power: Theory and Practice in the 21st Century* (Stanford, California, 2004); A. D. Bernstein, *Von der Balance of Power zur Hegemonie: Ein Beitrag zur europäischen Diplomatengeschichte zwischen Austerlitz und Jena/Auerstedt*

- 1805-1806 (Berlin, 2006): Little, *op.cit.*; St. J. Kaufman/R. Little/W. C. Wohlforth (eds.), *The Balance of Power in World History* (Basingstoke, 2007). また、細谷は、「国際秩序の歴史的考察を試みる著作 (細谷雄一『国際秩序』(中央公論新社、二〇一二年)) において、「均衡の体系」・「協調の体系」・「共同体の体系」という三つの秩序原理を設定しつつ、「均衡の体系」を基調とする議論を展開している。
- (30) それらの中で重要なものとして、次の文献を挙げておく。E. Luard, *The Balance of Power: The System of International Relations, 1648-1815* (New York, 1992), pp.1-29.
- (31) 国際法学者の著作における「外交史志向」的性格に関して、バトラー (Sir Geoffrey Butler) 及びマコビー (Simon Maccooby) は、本稿でも後に考察の対象とするデュピュイ (C. Dupuis) とドナデュー (L. Donnadieu) に言及した後に、「彼らが外交史や捉えどころのない政治思想の問題領域に踏み込んでしまい、その結果として、勢力均衡に「国際法の保護物 (aegis)」を探索しようとする法律家が「そのような研究に苛立ち (impatience)」を覚えるようになった」といった点を指摘している。G. Butler/S. Maccooby, *The Development of International Law* (London/New York/Toronto, 1928), pp.105-106, n.1.
- (32) A. Vagts/D. F. Vagts, "The Balance of Power in International Law: A History of an Idea", *American Journal of International Law*, vol.73 (1979), pp.555-580.
- (33) "popular nationalism" の表題の下で論じられている内容は、欧州の既存の諸国家を単位としたイデオロギーが反映された時代であるため、「民族主義」ではなく、「大衆国家主義」と訳出した。
- (34) Vagts/Vagts, *op.cit.*, p.579.
- (35) この点については、本稿においても同様の傾向が看取されることは、認められなければならない。(本稿で扱われる「一八世紀」の論考としては、ゲンツの著作(初版一八〇六年公刊)が挙げられるが、これは政治学的著作である。) 実際には、モーザー及びマルテンス(両者の著作については、次章第二節において考察される。) 以後一九世紀中葉まで国際法概説書の新たな出版は多くはないように思われる。また、本稿において考察対象とされる論考も、一八世紀末から一九世紀中葉までの時期に関しては希薄であり、同時期の文献の中で最も古いものがホイートン (H. Wheaton) の著作(初版一八三六年)、それに続くものがオッペンハイム (H. B. Oppenheim) の著作(初版一八四

五年）である。

一般論として言えば、一八世紀末から一八四〇年代前半までの時期で、新刊として出された国際法概説書に関しては、ワードの著作 (R. Ward, *An Enquiry into the Foundation and History of the Law of Nations in Europe, from the Time of the Greeks and Romans to the Age of Grotius*, 2 vols. (Dublin, 1795) (Reprint, The Lawbook Exchange, Ltd. (Clark, New Jersey, 2005))) が目に付く程度である。このように国際法の文献が希薄であることの理由は、第二章第二節で考察の対象とされるヴァッテル及び（ドイツの）マルテンスの概説書が次に挙げられる事実により裏付けられるような多大なる成功を収めたことに求められるものと推測される。

『国際法古典叢書』(The Classics of International Law) の編者スコット (James. B. Scott) により作成されたと思われるヴァッテルの『国際法』の各版に関する一覧表では、仏語版が一七五八年（ロンドン）版から一八六三年（パリ）版まで二〇版、英語版が一七五九年（ロンドン）版から一八五四年（フィラデルフィア）版まで二三版、西語版が一八二〇年（マドリッド）版から一八三六年（パリ）版まで六版、独語版（ニュルンベルク・フランクフルト・ライプツィヒ、一七六〇年）及び伊語版（ミラノ、一八〇五年）が各一版、列挙されている。E. de Vattel, *Le droit des gens; ou, principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains* (1758) (Reprint in The Classics of International Law (Washington, D.C., 1916)), pp.lvi-lix.

また、マルテンスの『国際法要論』の仏語版 (G.-F. de Martens, *Précis du droit des gens moderne de l'Europe fondé sur les traités et l'usage*) に関して筆者（明石）が確認できた範囲では、その初版が一七八九年にゲッティンゲンを発行地として公刊された後に、第二版が一八〇一年に、改訂増補第三版が一八二一年に各々上梓され、マルテンスの没後には、ピネイロ・フェッレイラ (S. Pinedo-Ferreira) による註が付された新版が一八三一年に、更にヴェルジェ (M. Ch. Vergé) による新版の改訂版が一八五八年に、そして新版の改訂第二版が一八六四年に公刊されている。

(36) 国際法学にとって、一八世紀に関連著作のラテン語による記述の時代が終焉し、各地の俗語表記へと変化したことも、(国民国家形成と共に) その後の「国家主義的」傾向形成の一つの要因であったと考えられる。

(37) 筆者（明石）もかつてオランダの法学者バインケルスフークに関して同様の傾向を示唆したことがある。See.

- K. Akashi, *Cornelius van Bynkershoek: His Role in the History of International Law* (The Hague/London/Boston, 1998). 同様の傾向は次の文献において極めて強く示されている。T. Toyoda, *Theory and Politics of the Law of Nations: Political Bias in International Law Discourse of Seven German Court Councilors in the Seventeenth and Eighteenth Centuries* (Leiden/Boston, 2011).
- (38) 例えば、イェンチュ (Gerhart Jentsch) は、紀元前三千年期のティグリス・ユーフラテス両河川の流域付近に存在した都市国家間で数百年にわたり勢力均衡政策が採られてきたことから勢力均衡の歴史の記述を開始し、その二〇世紀における「衰退と終末」まで論じている。(G. Jentsch, *Das Ende des europäischen Gleichgewichts* (Berlin, 1940) 但し、この著作は、勢力均衡の「衰退と終末」を「ドイツが優勢となる」ことと「勢力均衡に替えて枢軸」という図式で描いていることから理解されるように、基本的にナチス・ドイツの政策に合致したものとなっている。) また、次の文献に取められた諸論考は、勢力均衡観念が歴史的及び地域的に広範に適用可能であることを示している。Kaufman/Little/Wohlforth (eds), *op.cit.*
- (39) 本稿で扱う時代以前の勢力均衡思想については、次の文献を見よ。A. Vagts, "The Balance of Power: Growth of an Idea", *World Politics: A Quarterly Journal of International Relations*, vol.1 (1948), pp.82-101.
- (40) E.g., R. Fubini, "Aux origines de la balance des pouvoirs: Le système politique en Italie au XV^e siècle"; L. Bély (dir.), *L'Europe des traités de Westphalie: Esprit de la diplomatie et diplomatie de l'esprit* (Paris, 2000), pp.111-121. また、勢力均衡を巡る政治理論を収集した次の資料集も、ルネサンス期イタリアの資(史)料から始まっている。M. Wright (ed), *Theory and Practice of the Balance of Power 1486-1914: Selected European Writings* (London/Totowa (N.J.), 1975).
- (41) 一五世紀から一八世紀にかけての勢力均衡について詳細に論じている次の文献は、欧州勢力均衡体制形成に対するウエストファリア条約の貢献を極めて強調している。G. Livet, *L'équilibre européen de la fin du XV^e à la fin du XVIII^e siècle* (Paris, 1976), pp.89-92. また、ウエストファリア条約から欧州勢力均衡体制が始まるとする理解は一九世紀以降の多くの国際法概説書に登場する。その若干の例として、フィリモア(後註(229))・ロリマー(後註(208))・オッペンハイム(L. F. L. Oppenheim)(後註(254))の概説書が挙げられ得る。

- (42) 例えば、ドイル (William Doyle) は、「勢力均衡」原則の明白な適用例として、一六八〇年代末から九〇年代初めにかけてヴィレム (ウィリアム) 三世の主導で作られたルイ一四世に対抗するための同盟を挙げ、また七年戦争の際の仏・奥・露による対プロシヤ同盟が勢力均衡を害する程強大なものと考えられたとしている。W. Doyle, *The Old European Order 1660-1800*, 2nd ed. (New York, 1992), p.266. また、ブル (Hedley Bull) は次のように論じている。「何れの他国家の卓越性をも意識的に牽制するとの企図という意味での勢力均衡の現実の制度 (the actual institution) は、フィリップ二世に対する同盟において発展し始め、その維持が一六四八年のウェストファリア条約の黙示的目的であったのであり、同条約は普遍的専制についてのハプスブルクの主張に終止符を打ったのである。しかし、勢力均衡が国際理論において国際社会の一つの制度として認められたのは、それよりかなり後 (ルイ一四世に対する闘争の時期) のことであった。」H. Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics* (London/Basingstoke, 1977) (hereafter referred to as “*The Anarchical Society*”), p.32.
- (43) See, A. P. Sereni, *The Italian Conception of International Law* (New York, 1943), pp.7-9.
- (44) その好例が次の文献である。D. Vagts, “Balance of Power”; *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, vol.1 (Oxford, 2012), pp.786-790.
- (45) 前掲拙稿「四九一八〇頁：拙著『ウェストファリア条約——その実像と神話——』（慶應義塾大学出版会、二〇〇九年）四二六—四二八頁。
- (46) この点に関しては、次の文献を見よ。E. W. Nelson, “The Origins of Modern Balance-of-Power Politics”, *Medievalia et Humanistica*, vol.1 (1943), pp.124-142. この文献では、「中央集権化された領域国家間の競争の存在とその永続『国家系』(states-system) 及び勢力均衡関係を基準とするならば」特に、一四五〇年頃から一四九四年 (ヴェネチア連合 (The League of Venice) 結成の前年) までの「イタリアの国家間関係は、四世紀にわたり欧州の国家間関係を支配する諸々の特徴を、縮図 (microcosm) の中で表示する」とされている。Ibid., p.125.
- (47) 勿論、イタリアでの出来事とその後の全欧州規模での勢力均衡の展開とを完全に別個のものとして扱うことも妥当ではない。例えば、ヒル (David J. Hill) は、欧州の国際的システムの形成期に参考とされたものがイタリアの経験の中で培われた政治的手腕 (statesmanship) であったことを強調している。D. J. Hill, *A History of Diplomacy in*

the International Development of Europe, 3 vols. (New York, 1905-1914), vol. I, pp.361-362.

(48) 欧州における講和条約の歴史を一八世紀末に纏めたコック (Christophe-Guillaume Koch) は、一五世紀以降「勢力均衡がこれまで最も頻繁に且つ最も普遍的に活用されてきた」ことを認めるが、結局「近代政治の淵源」(a source de la politique moderne)であるウェストファリア条約から条約の歴史の記述を開始する⁵⁴⁾とした旨を述べ⁵⁵⁾る。Ch.-G. Koch, *Abregé de l'histoire des traités de paix, entre les puissances de l'Europe, depuis la paix de Westphalie*, 4 tomes, tome I (Basle, 1796), Introduction, pp.2-4.

(49) C. Parry (ed.), *Consolidated Treaty Series* (Dobbs Ferry, New York, 1969), vol. XXVII, p.482. (以下、註においてこの条約集からの引用・参照箇所は、巻、頁数を、"CTS, XXVII, 482" のように表示する。)

(50) CTS, XXVIII, 299-300.

(51) ユトレヒト条約に含まれる他の個別条約中にも同様の主旨を有する規定が設けられている。例えば、サヴォワ・西間平和条約第三条(一七一三年七月一三日。CTS, XXVIII, 274-277.)は、「欧州の勢力均衡」のために両王冠の分離を確保する旨を規定する。また、仏・蘭間平和友好条約(同年四月一日)第三条(CTS, XXVIII, 56-57.)は両王冠の分離を規定するが、「勢力均衡」という言葉は使用されていない。

(52) ユトレヒト条約における「勢力均衡」条項について、ヌスbaumは「ユトレヒト条約におけるその文言「即ち、勢力均衡の維持」の使用は、単に公式な推奨的評言(a commendatory official comment)となつてゐるに過ぎず、恐らくはこの特別な条約に適用可能な解釈の規則で「かなう」(Nussbaum, *op.cit.*, p.137.)とする。

(53) ユトレヒト条約をもって勢力均衡原則(又は勢力均衡規範)の確立とする⁵⁶⁾ことに対する疑問については次の文献でも論じられてゐる。H. Duchhardt, "The Missing Balance", *Journal of the History of International Law*, vol.2 (2000), pp.67-72.

(54) N. Machiavelli, *Il Principe* (1513), *Opere Politiche*, vol.1 (a cura di M. Martelli) (Roma, 2006), cap.iii, pp.89-97.

(55) *Ibid.*, cap.xx, pp.272-273.

(56) Fr. Guicciardini (a cura di E. L. Scaranò) *Storia d'Italia; Opere di Francesco Guicciardini* vol. II (Torino, 1981), pp.87-91. (本文引用部分は八九頁。)(英訳版: Fr. Guicciardini (S. Alexander (trans. and ed)), *The History of Italy*

- (Princeton, N.J., 1969)
- (57) ロレンツォ・デ・メディチのフィレンツェ外交使節宛の二通の書簡（一四八六年七月二六日付及び一四八九年一月一七日付）の英訳が次の文献に掲載されている。Wright, *op. cit.*, pp.1-7.
- (58) ドゥヒハルトは「勢力均衡思想の理論的根拠付けの最高潮を一七〇〇年頃」とする。H. Duchhardt, "Westfälischer Friede und internationales System im Ancien Régime", *Historische Zeitschrift*, 249 (1989), S.540.
- (59) J. Bodin, *Les six livres de la République* (1583) (Scientia Verlag, Aalen, (1961)), liv.V, chap.vi, p.797. ボダンの勢力均衡論のごとくは、次の文献におごとも触れられてゐる。H. Legohérel, "Jean Bodin et l'Europe de son temps", *Journal of the History of International Law*, vol.I (1999), p.44.
- (60) 尚、ボダンの著作は、「国際法」関連文献として扱つことも可能である。この点に関しては、拙稿（「ジャン・ボダンの国家及び主権理論と『ユース・ゲンティウム』観念——国際法学における『主権国家』観念成立史研究序説——（一）・（二）・完）『法学研究』（慶應義塾大学）第八五卷一—二号—一—三〇頁—一二号—一—四三頁）の各所に示されたボダンの著作と「国際法」の関連性を見よ。
- (61) F. von Gentz, *Fragments aus der neuesten Geschichte des politischen Gleichgewichts* (St. Petersburg, 1806), p.I. 同書の独語初版・第二版及び英語版は何れも一八〇六年に発行されてゐる。Fragments aus der neuesten Geschichte des politischen Gleichgewichts in Europa, 2. Aufl. (St. Petersburg, 1806); Fragments upon the Balance of Power in Europe (London, 1806).
- (62) J. H. G. von Justi, *Die Chimäre des Gleichgewichts von Europa* (1758). 本稿執筆に際して筆者が参照し得たのは、一七六七年の蘭語版 (*De chimere of hersenschijn van het evenwigt in Europa* (s Gravenhage, 1767)) (翻訳者名は明示されてゐない) である。
- (63) "De chimere of hersenschijn van het evenwigt in Europa, of verhandeling, waarin de nietigheid en ongerechtigheid van dit Systema der Staatkunde duidelyk ontvouwd wordt, en daarbeneven allenthalve nieuwe en treffende aanmerkingen over de oorzaken der Oorlogen, en over den wezendlyken grond, waarop de magt van eenen Staat aankomt, bygebragt worden."

- (64) Justi, *op.cit.*, p.iii.
- (65) Montesquieu, *De l'esprit des loix* (1748); Société Montesquieu, *Œuvres Complètes de Montesquieu*, tome III (Oxford/Napoli, 2008), p.347.尚、この引用部分の訳出に際しては、次の邦訳書を参照し、それに概ね従った。モンテスキュー(野田良之他訳)『法の精神(上)』(岩波書店、一九八七年)二九六―二九七頁。
- (66) Fr. Fénelon, "Supplément à L'Examen de conscience sur les devoirs de la royauté" (1700), *Fénelon Œuvres Complètes* (Reimpression de l'édition de Paris (1851-1852), tome VII (Genève, 1971), pp.98-99.
- (67) A. Pecquet, *L'Esprit des Maximes politiques pour servir de suite à L'Esprit des loix, du Président de Montesquieu* (Paris, 1757), libI, chap.xii, p.108.
- (68) *Ibid.*, p.114.
- (69) *Ibid.*, p.115.
- (70) 「ヒュームの勢力均衡に関する」[この]評論は、「疑いなくこの主題を巡る最も有名なものである」との評価がある。Wright, *op.cit.*, p.59.
- (71) D. Hume, *Political Discourses*, 3rd ed. (Edinburgh, 1754), pp.89-99 (Discourse VI "Of the Balance of Power").
- (72) バターフィールド (Herbert Butterfield) は「ヒュームが勢力均衡の淵源を古代世界に求めたことについて」[我々の殆どの基本的な政治的定式 (basic political formulas) 以上に、これ「即ち、勢力均衡観念」は近代世界自体の経験が近代世界に反映されたことに由来]しているように思われる」としている。H. Butterfield, "The Balance of Power"; H. Butterfield/M. Wright (eds), *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics* (London, 1966), pp.132-133.
- (73) *Ibid.*, pp.96-97.
- (74) 高坂は「ヒュームの意図を次のように記している。「ヒュームが勢力均衡原則によって得ようとしたものは、まったく明白である。それは平和ではなかった。彼が勢力均衡原則に求めたものは一者による他のすべてのもの支配、すなわち世界帝国が成立しえないという保証であった。」高坂正晃『古典外交の成熟と崩壊』(中央公論社、一九七八年)一二頁。(同『古典外交の成熟と崩壊Ⅰ』(中公クラシックス、二〇一二年)一三一―一四頁。)

- (75) J.-J. Rousseau, "Que l'état de guerre nait de l'état social" (c. 1755-6) (J.-J. Rousseau (sous la direction de R. Trousson/F. S. Eigeldinger) *Oeuvres Complètes*, tome VI (Genève, 2012)), p.85.
- (76) J.-J. Rousseau, *Extrait du projet de paix perpétuelle de monsieur l'Abbé de St-Pierre* (1756); J.-J. Rousseau (sous la direction de R. Trousson/F. S. Eigeldinger) *Oeuvres Complètes*, tome VI (Genève, 2012), p.26. 彼の著作は、表面上はサン＝ピエールの著作の概説書であるが、ルソーが独自の文体を加えているだけでなく、彼自身の理解と解釈をもつけ加えているため、全体の調子はサン＝ピエールの原書とは同じものではない。「一言でいうならば、サン＝ピエールの計画の純粹に中核となる部分を除き、全体を通じて、サン＝ピエールの言葉とどうよりもルソー自身のものである。」C. E. Vaughan (ed.), *The Political Writings of Jean-Jacques Rousseau*, vol.I (Cambridge, 1915), p.360. 註サン＝ピエールの『永久平和論』が執筆されたのは一七二二年、即ち「トリエッテ条約の交渉中である」とされている。See, G. L. Dickinson, "Introduction"; J. J. Rousseau (E. M. Nuttall (trans.)), *A Project of Perpetual Peace* (London, 1927), p.viii.
- (77) Rousseau, *Extrait*, p.32.
- (78) *Ibid.*
- (79) *Ibid.*, p.33.
- (80) ルソーの勢力均衡論に関しては、拙稿「ジャン＝ジャック・ルソーによる『国際法』理論構築の試みとその挫折(三)」「法学研究」(慶應義塾大学)第七七巻一〇号(二〇〇五年)七九―八五頁を見よ。
- (81) 一六乃至一八世紀の勢力均衡思想に関しては、次の文献も見よ。E. Kaaber, *Die Idee des europäischen Gleichgewichts* (Inaugural-Dissertation, Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin, 1906).
- (82) 勿論、これらの各評価に対して、批判は可能であり、また実際に批判は存在している。(例えば、バタールフィールドは、勢力均衡を自然により与えられたもの(即ち、自然な状態)とする思考を批判し、国際秩序とは「洗練された思想、注意深い考案、そして精妙な技巧」(refined thought, careful contrivance and elaborate artifice)の問題であり、そのようなものとして勢力均衡を理解している。Butterfield, *op.cit.*, p.147.) しかし、本稿では、政治思想において、本文で示されたような多様な評価が勢力均衡について存在してきたことを提示するにとどめる。